

議 案

第 1 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 8 年 2 月 2 5 日 提 出

第1回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件名	提案者
1	専決処分事項の承認について 令和7年度玉名市一般会計補正予算（第10号）	専決第2号 市長
2	令和7年度玉名市一般会計補正予算（第11号）	市長
3	令和7年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	市長
4	令和7年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	市長
5	令和7年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	市長
6	令和7年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）	市長
7	令和7年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）	市長
8	令和7年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	市長
9	令和7年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）	市長
10	令和8年度玉名市一般会計予算	市長
11	令和8年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算	市長
12	令和8年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算	市長
13	令和8年度玉名市介護保険事業特別会計予算	市長
14	令和8年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算	市長
15	令和8年度玉名市水道事業会計予算	市長
16	令和8年度玉名市公共下水道事業会計予算	市長
17	令和8年度玉名市農業集落排水事業会計予算	市長
18	玉名市公立大学法人評価委員会条例の制定について	市長
19	玉名市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について	市長
20	玉名市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	市長

2 1	玉名市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 2	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 3	玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 4	玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 5	玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 6	玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 7	玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 8	玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 9	玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 0	玉名市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 1	玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 2	玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 3	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について	市 長
3 4	玉名市過疎地域持続的発展計画の策定について	市 長
3 5	工事請負契約の締結について	市 長
3 6	教育委員会委員の任命について	市 長
報告 1	専決処分の報告について	専決第 1 号 市 長

議第1号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和8年2月25日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第2号

専決処分書

令和7年度玉名市一般会計補正予算（第10号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月15日

玉名市長 藏原 隆浩

議第18号

玉名市公立大学法人評価委員会条例の制定について

玉名市公立大学法人評価委員会条例を次のように制定する。

令和8年2月25日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により設置する玉名市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、前項の特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の委嘱に係る事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指

名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画経営部企画経営課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後及び第3条第1項に規定する任期が満了した後最初に開く委員会の会議については、市長が招集する。

提案理由 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項の規定に基づく玉名市公立大学法人評価委員会を設置するため、条例を制定するものである。

議第19号

玉名市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について

玉名市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を次のように制定する。

令和8年2月25日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行

い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援

に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。
(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを

目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、

支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが

できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない

旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部改正に伴い、条例を制定するものである。

議第20号

玉名市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月25日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市行政手続条例の一部を改正する条例

玉名市行政手続条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」を「第15条第3項及び第4項」に、「同条第3項」を「同条第3項及び第4項」に、「、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を「、「同項中「」に、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（」を「とき（」に、「、「掲示を始めた」を「、「当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」を「第15条第3項及び第4項並びに」に、「「同項第3号及び第4号」を「同条第4項中「第1項第3号及び第4号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由 聴聞の通知の方式を変更するため、条例の整備を図るものである。

議第 21 号

玉名市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

玉名市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置」を「予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）によるもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）によるものを除く。以下「任意接種」という。）」に改める。

第 2 条第 3 項中「並びに介護給付費支給決定」を「、介護給付費支給決定に関する情報並びに生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置」に改める。

第 4 条第 4 項中「番号法別表の下欄に掲げる事務又は番号法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、「総合福祉関係情報」の次に「(利用特定個人情報を除く。)」を加える。

別表第 1 中 8 の項を 9 の項とし、7 の項を 8 の項とし、6 の項の次に次の 1 項を加える。

7 市長	任意接種に関する事務であって規則で定めるもの
------	------------------------

別表第 2 に次の 1 項を加える。

8 市長	任意接種に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、予防接種法による予防
------	------------------------	---

		接種の実施、給付の支給若しくは実費の徴収に関する情報又は新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 個人番号を利用する事務を追加するため、条例の整備を図るものである。

議第 22 号

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成 27 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部玉名市九州看護福祉大学の公立大学法人化検討委員会の項を削り、同部玉名市情報化推進計画策定審議会の項の次に次のように加える。

玉名市硝酸性窒素削減対策検討委員会	(1) 硝酸性窒素削減計画の策定及び変更に関すること。 (2) 硝酸性窒素削減計画に基づく事業の実施に関すること。 (3) その他硝酸性窒素削減に関し市長が必要と認める事項に関すること。	調査及び審議	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域の代表者 (3) 関係する機関及び団体の代表者 (4) その他市長が適当と認める者	1年
-------------------	---	--------	-------	--	----

別表市長の部玉名市農業振興地域整備促進協議会の項の次に次のように加える。

玉名市有	(1) 有機農業	調査及	12人	(1) 関係する	2年
------	----------	-----	-----	----------	----

機農業推進協議会	推進計画の策定及び変更に関すること。 (2) 有機農業推進計画に基づく事業の実施に関すること。 (3) その他有機農業の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。	び審議	以内	機関及び団体の代表者 (2) その他市長が適当と認める者	
----------	---	-----	----	---------------------------------	--

別表教育委員会の部玉名市図書館窓口等業務委託事業者選定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 玉名市硝酸性窒素削減対策検討委員会及び玉名市有機農業推進協議会を設置し、並びに玉名市九州看護福祉大学の公立大学法人化検討委員会及び玉名市図書館窓口等業務委託事業者選定委員会を廃止するため、条例の整備を図るものである。

議第 23 号

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 17 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「とき」の次に「の費用弁償の額」を加え、「より費用を弁償する」を「定めるもののほか、玉名市一般職の職員の旅費支給の例による」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 6 条関係）

種類	費用弁償の額
鉄道賃	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額。この場合において、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。
船賃	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額。この場合において、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。
宿泊費	国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）別表第 2 の 1 本邦の表で定める指定職職員等の宿泊費基準額の範囲内の実費額

(玉名市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正)

第2条 玉名市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 市内居住者 日額2,200円
- (2) 市外居住者 日額2,200円に玉名市一般職の職員の旅費支給の例により算出した額を加算した額

（玉名市長等の旅費に関する条例の一部改正）

第3条 玉名市長等の旅費に関する条例（平成17年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第204条」を「第204条第3項」に改める。

第2条中「掲げる額とする」を「定めるもののほか、玉名市一般職の職員の例による」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種類	旅費の額
鉄道賃	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額。この場合において、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。
船賃	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額。この場合において、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。
宿泊費	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1本邦の表で定める指定職職員等の宿泊費基準額の範囲内の実費額

（玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部改正）

第4条 玉名市一般職員の旅費に関する条例（平成17年条例第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

玉名市職員等の旅費に関する条例

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第1条第1項中「職員（）」を「一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。）」に改め、「という。）」の次に「及び職員以外の者」を加え、同条第2項中「職員」の

次に「及び職員以外の者」を加える。

第2条第1項第1号中「在勤地」を「在勤官署（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所」に改め、同項第2号中「地方自治法第252条の17の規定に基づき派遣された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は」を削り、「その転任」の次に「に伴う移転」を加え、「旧在勤地」を「旧在勤官署」に、「新在勤地」を「新在勤官署」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「扶養親族」を「家族」に改め、「配偶者（」の次に「婚姻の」を加え、「しない」を「していない」に、「主として職員の収入によって」を「職員と」に、「維持している」を「一にする」に改め、同項中同号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項第1号中「ため」の次に「の」を加え、「免職」を削り、「罷免」を「免職」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該職員の遺族

第3条第3項中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同条第4項中「職員が」を「職員又は職員以外の者が」に、「当該職員」を「その者」に改め、同条第6項中「、第4項」を削り、「前項」を「前2項」に改め、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）」及び「その出発前に」を削り、「を変更」を「の変更」に、「され」を「を受け」に、「において当該旅行」を「その他規則で定める場合には、当該旅行」に、「、既に」を「既に」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる」に、「で次に掲げる」を「又は支出を要する金額で規則で定める」に改め、同項各号を削り、同条第7項中「天災」を「旅行中天災」に、「、真にやむを得ない」を「規則で定める」に、「、次に掲げる」を「規則で

定める」に改め、同項各号を削り、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者」に、「旅行命令等」を「旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「(市有の自動車を使用し、宿泊をしない旅行をする場合を含む。)」を削り、同条第3項中「必要」を「既に発した旅行命令等の変更をする必要」に改め、「場合」の次に「で、前項の規定に該当する場合」を加え、「既に発した旅行命令等を変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更するには」を「その変更をするには」に、「関する」を「関し必要な」に、「を記載し、これ」を「の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示し、又は当該旅行者に交付して」を「通知して」に改め、同項ただし書中「これを提示し、又は交付する」を「旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする」に改め、同条第5項中「旅行命令権者は、口頭」を「前項ただし書の規定により口頭」に、「を当該旅行者に提示し、又は」を「に当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを」に、「交付しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第6項中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改め、同条第3項中「申請した」を「申請をした」に改める。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第2項から第11項までを削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条第1項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する種類及び第9条から第18条までに規定する内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第7条第2項を削る。

第8条から第13条までを削る。

第14条第1項中「しようとする者」を「しようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に、「旅費請求書」を「所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）」に、「必要な書類」を「必要な資料」に改め、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を、「金額の支給」の次に「又は支払」を加え、同条第2項中「2週間以内」を「所定の期間内」に改め、同条第3項中「精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間以内」を「所定の期間内」に改め、同条第4項ただし書を削り、同条第5項を次のように改める。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）をもって提出することができる。

第14条に次の2項を加える。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、市長が別に定める。

第14条を第8条とし、同条の次に次の6条を加える。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金

- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供

する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、職員又は職員以外の者が自家用自動車を使用して旅行する場合の移動に要する費用は、規則で定める。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。)別表第2の1本邦の表で定める職務の級が10級以下の者の宿泊費基準額(以下「宿泊費基準額」という。)の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第15条を次のように改める。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第3の1本邦の表で定める額とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項に定める額とする。ただし、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)

に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

「第2章 旅費及び旅費の支給」を削る。

第16条から第18条までを次のように改める。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この条において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第19条から第23条の2までを削る。

第23条の3中「次に規定する旅費と」を「退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行をした場合に係る次に掲げる旅費と」に改め、同条第1号中「出張中」を「出張のための旅行中」に、「次に規定する」を「出張の例に準じ、退職等となる前の職にある者として退職等の日にいた地から旧在勤官署（旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所、その他旅行命令権者が認める場所）に旅行するものとして計算した」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号中「赴任中」を「赴任のための旅行中」に、「かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前日の規定に準じて」を「退職等となる前の職にある者として退職等の日にいた地から新在勤官署に旅行するものとして」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第23条の3を第19条とし、同条の次に次の3条を加える。

(遺族の旅費)

第20条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(証人等の旅費)

第21条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他に特別の定めがある場合を除くほか、その支給を受ける者の資格、旅行地の事情等により市長が定める。

(市内旅行の旅費)

第22条 市内旅行の旅費については、市長が別に定めるものとする。

第24条を削り、第25条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費支給の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種類について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種

類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第26条を削る。

「第3章 雑則」を削る。

第27条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、この条例、旅費に関する法令その他」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例」に、「支給することが」を「支給した場合には」に、「超えて」を「超えた旅費又は通常必要としない旅費を」に改め、同条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第26条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が別に定める。

第28条を削り、第29条を第27条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(玉名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 玉名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「玉名市一般職員の旅費に関する条例」を「玉名市職員等の旅費に関する条例」に改め、同項後段を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定による改正後の玉名市職員等の旅費に関する条例（以下「新職員等旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新職員等旅費条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新職員等旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新職員等旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第4条の規定による改正前の玉名市一般職員の旅費に関する条例（以下「旧職員旅費条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧職員旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定

した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧職員旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新職員等旅費条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新職員等旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新職員等旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新職員等旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新職員等旅費条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧職員旅費条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新職員等旅費条例第26条の規定は、新職員等旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

提案理由 費用弁償及び旅費の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第24号

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月25日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「とき」の次に「の費用弁償の額」を加え、「より費用を弁償する」を「定めるもののほか、玉名市一般職の職員の旅費支給の例による」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第1九州看護福祉大学の公立大学法人化検討委員会委員の項中「九州看護福祉大学の公立大学法人化検討委員会委員」を「公立大学法人評価委員会委員」に改め、同表情報化推進計画策定審議会委員の項の次に次のように加える。

硝酸性窒素削減対策検討委員会委員	日	5,800	
------------------	---	-------	--

別表第1農業振興地域整備促進協議会委員の項の次に次のように加える。

有機農業推進協議会委員	日	5,800	
-------------	---	-------	--

別表第1鳥獣被害対策実施隊員の項中「2,000」を「2,500」に改め、同表図書館窓口等業務委託事業者選定委員会委員の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

種類	費用弁償の額
鉄道賃	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額。この場

	合において、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。
船賃	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額。この場合において、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。
宿泊費	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1本邦の表で定める指定職職員等の宿泊費基準額の範囲内の実費額

別表第3を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 費用弁償の見直しに伴い、及び公立大学法人評価委員会委員等の報酬について、条例の整備を図るものである。

議第 25 号

玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市保育所条例の一部を改正する条例

玉名市保育所条例（平成 17 年条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「利用者負担額」を「使用料」に改め、同条第 1 項中「保育所を利用する」を削り、「の保護者」を「に特定教育・保育等（同法第 27 条第 1 項又は第 28 条第 1 項第 1 号に規定する特定教育・保育、同項第 2 号に規定する特別利用保育及び同項第 3 号に規定する特別利用教育をいう。以下同じ。）を提供するときは、当該教育・保育給付認定子どもの保護者」に改め、同条第 2 項中「保育所を利用する」を「特定教育・保育等の提供を受ける」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、乳幼児に子ども・子育て支援法に規定する事業等に係る保育等（特定教育・保育等を除く。以下同じ。）を提供するときは、当該乳幼児の保護者又は扶養義務者から、保育所の使用料として規則で定める額を徴収する。

第 10 条第 1 項中「一時預かり事業等」を「第 7 条第 3 項に規定する保育等」に改める。

第 11 条中「及び第 142 条」を「中「当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第 142 条、第 180 条の 5 第 6 項及び第 252 条の 28 第 3 項第 12 号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあり、同法第 142 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の玉名市保育所条例の規定は、この条例の施行の日以後の保育所の使用について適用し、同日前の保育所の使用については、なお従前の例による。

提案理由 玉名市保育所の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第26号

玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和8年2月25日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成17年条例第88号）の一
部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 保険医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関
及び保険薬局をいう。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により市長が助成金に相当する額を保険医療機関等に支
払うときは、当該助成金の支給に係る申請は要しない。

第8条中「前条第1項」を「前条第1項本文」に改める。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条
の次に次の1条を加える。

（保険医療機関等への支払）

第9条 市長は、健康保険法第76条第5項に規定する基金又は国保連合会に委託
し、助成金に相当する額を保険医療機関等に支払うことにより受給資格者への助
成に代えることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定
は、この条例の施行の日以後に行われた診療に係る医療費について適用し、同日
前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

提案理由　ひとり親家庭等医療費助成金の申請手続を変更するため、条例の整備を図るものである。

議第27号

玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月25日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「危険防止」を「危害防止」に、「設けなければ」を「設けられなければ」に改める。

第9条（見出しを含む。）並びに第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 28 号

玉名市地域污水处理施設条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市地域污水处理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市地域污水处理施設条例の一部を改正する条例

玉名市地域污水处理施設条例（平成 17 年条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表栗崎団地污水处理場の項を削る。

別表中

「

四本木団地污水处理場 栗崎団地污水处理場

」

を

「

四本木団地污水处理場

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 栗崎団地污水处理場を廃止するため、条例の整備を図るものである。

議第29号

玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月25日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市営住宅条例の一部を改正する条例

玉名市営住宅条例（平成17年条例第142号）の一部を次のように改正する。

第11条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、市長が適当と認める家賃債務保証業者（賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務等（以下「家賃債務等」という。）を保証することを業として行う者をいう。）と保証委託契約（家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務等を保証することを当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。）を締結した入居決定者については、当該保証委託契約を締結したことを証する書類の提出をもって同号の連署に代えることができる。

第12条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改める。

第39条及び第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 住宅入居の手続を変更するため、条例の整備を図るものである。

議第30号

玉名市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月25日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例

玉名市学校給食費の徴収に関する条例（令和3年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「をいう」の次に「。以下同じ」を、「。）」の次に「であって、当該児童又は生徒について生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 学校給食費の無償化に伴い、条例の整備を図るものである。

議第31号

玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月25日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例

玉名市立小中学校体育施設等使用料条例（平成17年条例第180号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

冷暖房	天水中学校（体育館に限る。）	1時間につき	1,000円
	岱明中学校（武道場に限る。）	1時間につき	500円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由 玉名市立小中学校体育施設等の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第32号

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月25日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第184号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「49, 900人」を「46, 120人」に改め、同項第3号中「20, 150立方メートル」を「18, 440立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 水道事業の経営規模の変更に伴い、条例の整備を図るものである。

議第33号

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに宇土市を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

令和8年2月25日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約

熊本広域行政不服審査会共同設置規約（平成28年告示第208号）の一部を次のように変更する。

第1条中「山鹿市」の次に「、宇土市」を加える。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数を増加させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第34号

玉名市過疎地域持続的発展計画の策定について

玉名市過疎地域持続的発展計画を別紙のように定める。

令和8年2月25日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

提案理由 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第35号

工事請負契約の締結について

本市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年2月25日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 玉名漁港（玉名地区）しゅんせつ工事 |
| 2 | 契 約 金 額 | 212,300,000円 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 玉名市大浜町2163番地4
株式会社マルコ建設
代表取締役 山田 浩之 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第52号）第2条の規定による。

議第36号

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

もり のぶこ
森 信子

2 略 歴

学 歴

昭和63年 3月

経 歴

平成 元年 4月

平成 4年 3月

平成 7年12月

平成30年 3月

提案理由 教育委員会委員森信子氏が、本年3月25日に任期満了のため。

